第九条中「第四条」を「第四条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　令第四条第二項（令第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

第九条の次に次の一条を加える。

（認定の取消しに関する報告事項）

第九条の二　令第六条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する養成施設にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

一　設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

二　名称

三　位置

四　認定を取り消した年月日

五　認定を取り消した理由

（診療放射線技師学校養成所指定規則の一部改正）

第四条　診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

（指定に関する報告事項）

第三条の二　令第七条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

一　設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

二　名称

三　位置

四　指定をした年月日及び設置年月日（設置されていない場合にあつては、設置予定年月日）

五　学則（修業年限及び入所定員に関する事項に限る。）

六　長の氏名

第五条の次に次の一条を加える。

（変更の承認又は届出に関する報告）

第五条の二　令第九条第三項（令第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。

一　変更の承認に係る事項（第四条第一項第八号に掲げる事項及び実習施設を除く。）　当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日までの期間

二　変更の届出又は通知に係る事項　当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間

第六条中「第十条」を「第十条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　令第十条第二項（令第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前項第三号に掲げる事項とする。

第六条の次に次の一条を加える。

（指定の取消しに関する報告事項）

第六条の二　令第十二条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

一　設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

二　名称

三　位置

四　指定を取り消した年月日

五　指定を取り消した理由

（歯科技工士学校養成所指定規則の一部改正）

第五条　歯科技工士学校養成所指定規則（昭和三十一年厚生省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第九条」を「第九条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（指定に関する報告事項）

第二条の二　令第九条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する歯科技工士養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

一　設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

二　名称

三　位置

四　指定をした年月日及び設置年月日（設置されていない場合にあつては、設置予定年月日）

五　学則（修業年限及び生徒の定員に関する事項に限る。）

六　長の氏名

第四条の次に次の一条を加える。

（変更の承認又は届出に関する報告）

第四条の二　令第十一条第三項（令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。

一　変更の承認に係る事項（第三条第一項第八号に掲げる事項を除く。）　当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日までの期間

二　変更の届出又は通知に係る事項　当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間

第五条中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　令第十二条第二項（令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

第五条の次に次の一条を加える。

（指定の取消しに関する報告事項）

第五条の二　令第十五条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する歯科技工士養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

一　設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

二　名称

三　位置

四　指定を取り消した年月日

五　指定を取り消した理由

（理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の一部改正）

第六条　理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和四十一年文部省厚生省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「第九条」を「第九条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（指定に関する報告事項）

第三条の二　令第九条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する養成施設にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

一　設置者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称）

二　名称